



みなみいず 町議会だより

No. 82号

2020年

令和2年. 8. 3

発行／南伊豆町議会 編集／議会広報編集委員会 〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1 TEL0558(62)6240
E-mail: gikaij@town.minamiizu.shizuoka.jp



5月7日（コロナ禍の中、モンキーベイオープン）

6月定例会は6月3日に開催しました。

主な内容

- 6月定例会・一般会計・特別会計補正予算2
- 一般質問3～5
- 議員奉仕作業、新型コロナ禍における6月定例会について6
- 南伊豆の活躍びと7
- 「新しい生活様式」の実践について8
- 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安9
- 新型コロナウイルス感染症関連の支援10
- 静岡県帰国者・接触者相談センター11
- 議会一口メモ、未来を担う子ども達、みなみいず元気びと、くろ潮12

令和 2 年度

一般会計補正予算可決

■ 一般会計 12億2,098万8千円
(補正 1号、2号、3号、4号合計)

■ 国民健康保険特別会計 100万円

令和 2 年 6 月議会定例会審議結果

No.	議案番号	提出議案	審議結果	黒田利貴男	宮田和彦	比野下文男	加畑毅	谷正	長田美喜彦	稲葉勝男	漆田修	齋藤要	横嶋隆二
1	報第 1 号	専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	報第 2 号	放棄した債権の報告について	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	報第 3 号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和元年度南伊豆町一般会計）	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	議第50号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	議第51号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 1 号））	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	議第52号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 2 号））	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	議第53号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 3 号））	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	議第54号	南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	議第55号	南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	議第56号	南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	議第57号	南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	議第58号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	議第59号	南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	議第60号	南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
15	議第61号	南伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	議第62号	南伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	議第63号	令和 2 年度地震・津波対策等減災交付金デジタル同報系防災行政無線整備工事契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	議第64号	備品購入契約について（令和 2 年度地震・津波対策等減災交付金可搬ポンプ付積載車購入）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	議第65号	令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 4 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	議第66号	令和 2 年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

賛成：○ 反対：×

※議長 清水清一は採決に加わっておりません。

●一般質問 町長に聞きました



宮田 和彦 議員

新型コロナウイルス感染症拡大にともなう休校等について

質問 新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、私達の生活を支えてくれる方々がいます。医師、看護師さんをはじめ医療従事者の皆さん、危険対応にあたる公務員の皆さん、物流事業の皆さん、スーパー・ドラッグストア・コンビニ等の販売員の皆さん、バス・タクシー・鉄道等の公共交通機関の皆さん等、多くの人々が最前線で働いています。社会を支えて頂いている皆様に心より感謝申し上げます。また、町の自粛要請に協力して頂いた事業者の皆様にも重ねて感謝申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢で発症した原因不明のウイルス性肺炎は世界に拡大しました。国内では6月1日現在、感染者数1万7千人、死亡者数9百名を超えています。国の緊急事態宣言が発表されてから感染者数は減少傾向にあります。東京圏域の感染拡

大により観光業をはじめ、農林水産商工業に至るまで甚大な経済的損失を受け続けており、できる限りの支援が必要です。

その様な中、児童・生徒においては、3ヶ月弱の長期休校となり学校再開後の学習の遅れや心のケアの対応が必要と考えます。新学期になってからの補習や臨時休校の家庭学習状況の実施確認等、令和2年度の学習体制の確保状況は？

教育長 休校期間中は、学習プリント配布による自宅学習、学校図書室の図書貸し出しによる自分学習の支援等を実施してきました。

学校再開後は、運動会・音楽発表会等の学校行事の中止により生じる日数や時数を有効に授業時間として活用する他、夏休みを12日間削減して授業日数に充てる予定です。また、詰込み学習にならないよう極力配慮しながら進めていきたいと考えています。

質問 こども達が長期の休み明けであることから、その様子を注意深く確認する必要があるとともに、精神的に不安な兆候を見逃さずきめ細かな把握に努めることが大切です。心のケアの具体的な対策は？

教育長 学校も本格的に始動し始めたことから、児童生徒一人一人の様子を心身ともに担任のみならず学校全体で注視していくとともに、万が一異常が確認された場合には、

教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携体制も整っていますので、総がかりで事態の収束を図っていきたいと考えています。



また、休業中のこども園では、園だよりの送付にあわせての塗り絵の間違い探し等、親子で楽しめる教材の送付や、電話連絡による園児の状況確認、メール配信を活用し3密を避けながらの地区巡回を実施するなど、こどもの様子を随時確認してきました。

また、登園の際にも園児・保護者の様子について細心の注意を払いながら確認しています。



意見 こどもたちの未来は常に明るいものでなければなりません。これは大人の責任です。最大限の安心・安全な運営をよろしくお願い致します。



漆田 修 議員

地方創生戦略と 関係人口

質問 さきの議会で総合戦略2期計画が議論された。今年1月の閣議決定では従来の人口戦略展開の中で、都市から農村部を訪れて交流する関係人口を増やし将来移住につなげる事を明記した。本町の総合戦略骨子には関係人口の文言は入っていない。当局の見解は。

町長 国の示すキーワードとなっている“関係人口”は承知している。表現は異なるが本町の戦略中の定義は基本目標5で示す通りで同義語である。今後町民や地域と連携した事業を推進する。

緊急浚渫事業と二条川

質問 3年前二条川が氾濫して大きな災害が起きた。今年国では社会再生事業として緊急浚渫、森林環境税、技術職員市町村支援、国土強靱化等の緊急対策事業が策定された。青野川河川改修工事後、中洲が随所に堆積され、中小河川合流点でバックウォーター現

象が発生、水量が閉塞された結果、大きな水害につながるものと思慮される。特例措置創設の為地方創生法の改正は必至だが交付税措置も有る。是非補正予算化を計るなど二条川の浚渫の検討を。

町長 指摘の箇所は地域からの要望も有り、下田土木事務所に確認したが八重ヶ瀬橋の上流500m程を出水期前に工事実施の予定。今後計画的な浚渫や立木伐採等働き掛けていく。



指定管理者制度と 道の駅

質問 現在の指定管理運営施設と夫々が抱えている問題・課題は如何か。

町長 主なものは石廊崎オーシャンパーク、銀の湯会館、湯の花観光交流館などで施設管理上の必要経費を補う為、不足差額分を指定管理料とし、費用対効果の検証が求められている。

質問 新型コロナウイルスの影響で桜まつりは低調であった。ここ数年道の駅の多様化が求められ、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能等

を念頭にベストな運営とは何か。

町長 道の駅の機能も進化している。地方創生・観光を加速する拠点となり「全国道の駅連絡会」など関係機関と連携した中で指定管理者と共に取り組む所存。

質問 湯の花売店と観光行政問題に移る。(1)～(5)一括して答弁要請

- (1) ふるさと納税に係る運送料、梱包費用の返礼品調達費用外の自治体負担要望
- (2) 桜まつり期間中の駐車料金（協力金）の徴収廃止要望
- (3) 道の駅内の食事拠点の設置（温室レストラン）要望
- (4) 混雑緩和と危険分散を目的に道の駅出入口とは別に東側国道接合面からの進入工事の予算化要望
- (5) 学校給食・子供園給食への地場産米の納入に係わる一部買入価格補償要望

町長 (1) 総務省自治税務局告示の通り送料は町が負担する事とした。(2) 桜保全協力は適切な告知も有り当面廃止の意思はない。(3) 平成23年来訪者調査の結果、食事拠点の必要無しの結果もある。現時点で敷地内の設置は考えていない。(4) 湯の花直売所への出入口は所管する道路管理者や下田警察署などと協議する場を今後設け検討したい。(5) 給食費の負担増とならない様、又食育、地産地消の学習で有意義と解される為支援方法や教育委員会及び現場の先生方とも検討したい。



横 嶋 隆 二 議員

新型コロナ禍現況と支援策

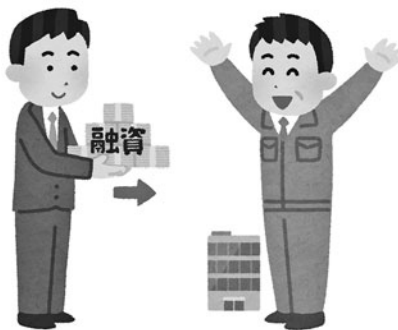
質問 5月連休に休業要請を行い、応じた業者以外で受注減等、休業の波及余波が及ぶ事業者もいる。実態をどう把握し対応するのか。特措法には休業補償規定は無い。国が緊急事態宣言の発令を躊躇していたのは、一番はお金を出さざるを得ない状況になるかどうか、天秤にかけていたのではと強く懸念されている。

ニュージーランド、イギリス、ドイツは、失業者を生まないように企業に現金を出してる。町内では、休業が波及し納入・受注減等、関連事業体の町内経済が疲弊している。農漁業関連等々も含め利子補給や持続化給付金等々、しっかりとした調査把握をして対応策を検討。町だけでやれということではない。県、そして国に対して声を上げていくべきだ。

町長 宿泊業、飲食業、観光施設、遊漁船・渡船業、ダイビング業の事業者に対し休業要請を行い、応じた218事業所に一律20万円の協力金を支払うこととし5月22日までに

全申請事業者へ振込が完了した。

旅館・ホテル等の休業で卸・小売業など関連事業者にも影響し、漁業・農業の仕入れ価格の低下にも影響と理解。売上げの減少が予測される。これらの事業者に向けては、県の「経済変動対策貸付融資」利用者への利子補給額の全額を、町が一定期間負担するほか、国の「持続化給付金」に係る申請手続の支援や、臨時版として全戸配布した「新型コロナウイルス感染症対策等の支援一覧」に掲げる事業者向けの支援策などを基本に、関係団体と連携を図りながら対応する。



次期流行への対応

質問 静岡県緊急事態宣言は解除されたが、次期新型コロナウイルスの流行を視野に入れた対応について今から進める必要があるがどのように考えているか。賀茂郡2次医療圏の中での感染病床の確保数は4床。重症化した場合は管外搬送しなければならない状態だ。

感染症の受け入れ対応問題で言えば、2次医療圏、3次医療圏で人工心肺等との体制を整えられる、そうしたとこ

ろを国に対して、しっかりと充実する要望をして当然ではないか。

町長 感染症の治療薬やワクチンが完成するまで、一人一人が感染予防に向けた正しい取組が極めて重要であることから、町民の皆様には、国が掲げる「新しい生活様式」の実践をもって基本的な感染症対策に臨まれるよう周知徹底を図り、さらなる感染防止や蔓延防止に取り組む。陽性患者を受け入れた感染症指定医療機関では、風評被害等で患者数が激減し収益的に苦しい状況に追い込まれたとの事だ。

最前線に対応してくださる医療従事者が安心して医療活動に専念できるよう一部事務組合下田メディカルセンターの管理者や各首長とも協議を図り、医療崩壊を起こさせないようにするためにも「チーム静岡」での対応を切に願う。

しかるべき支援を国、県に要望する。医療圏での体制充実については、県並びに下田メディカルセンター構成自治体と一緒に協議しながら進めていきたい。



議員会奉仕作業

6月17日、南伊豆町議会議員会（斎藤要会長）は、旧公立湊病院敷地の草刈り奉仕作業を行いました。

現在は、南伊豆町も構成員の一員である下田メディカルセンター組合の下にありますが、夏の行楽シーズンに向けて、なぎさ園・みなとクリニックまでの通路わきに生い茂った草の刈込みや、弓ヶ浜に向かう県道沿いに繁茂した生垣の剪定などに、午前中いっぱい10人の会員（1人忌引き）が取り組みました。



新型コロナ禍における6月定例会について

6月定例会は、全国で緊急事態宣言が解除された（5月25日）後の開会となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ソーシャルディスタンスを取り入れた方式が採られました。

会場入り口でのハンドスプレー設置、議場でのマスク着用（一般質問者と町長答弁以外）・議案説明職員のマスク着用、傍聴席の隔席着席を徹底することなど、感染防止を図りました。

また、下記の注意事項を町ホームページに掲載し、傍聴のお願いをしました。

なお、9月定例会を傍聴希望される方は今回同様に取り扱いされることが想定されますので、ご承知おき願います。

記

本会議を傍聴する方へのお願い（新型コロナウイルス感染拡大防止について）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本会議を傍聴する場合は次のことをお願いいたします。

1. マスクを極力着用してください。マスクにつきましては、各自でご用意いただきますようよろしくお願いいたします。

※新型コロナウイルスの感染予防のため、本会議において、議員、執行部職員へマスクの着用を推奨しています。

2. 入場時にアルコール消毒液をご利用ください。

※アルコール消毒液を配置しています。

3. 風邪のような症状がある方は、傍聴を御遠慮ください。

また、他の傍聴者と2メートルほど間隔を空けての着席となることから、定員は30名となっておりますが、10名程度が傍聴可能となりますのでご理解願います。

南伊豆町を書写の全国区に

こんにちは。青市の書写教室「さと海会」です。幼児から大人まで、また初心者から指導者を目指す方まで、誰でも美しい文字が学べる書写教室です。

当会の特徴は、文部科学省学習指導要領に準拠した「正しく整った美しい文字」が学べる「書写」教室であることです。いわゆる「書道」教室とは違います。芸術的な「書道」と違い、誰が見ても美しい、正しく整った文字が学べますので、所属している生徒さんたちは、学校の書写のクラスや全国大会で優秀な成績を収めてくれています。毎年5つの全国コンクールに出品し、全国優勝である文部科学大臣賞や全国連合小学校長会会長賞など、この南伊豆町から数多くの全国大会優秀者を輩出しております。

他県には、書写が全国的に有名で盛んな市町が幾つかありますが、この南伊豆町が書写で全国区になるのも決して遠い夢ではないと思っています。

もう一つの特徴は、指導者資格が取れることです。毎月全国検定を受験し、検定の成績優秀者は指導者資格を得ることができます。学年、年齢に関係なく審査されますので、非常に厳しい試験ですが、厳しいからこそ本当の実力を得ることができ、それが喜びややりがいに繋がっています。所属生徒の約半数が指導者資格保持者です。

このように、ただ練習するだけではなく、検定や全国コンクールなど、毎回目標をもって取り組むことがやる気や実力の向上に繋がり、みんな生き生きと練習に取り組んでくれています。

書や習字というと古き良きというイメージがあるかもしれませんが、文部科学省の学習指導要領は適宜変わっていきますので、情報や技術が錆びぬよう指導者は常に新しい情報を取り入れ、学び続けています。南伊豆町にしながら、全国レベルの質の高い教育が受けられるようこれからも精進を続け、これからもっとこの美しい南伊豆町に美しい文字の輪が広がり、その輪が全国に届くよう生徒のみんなと共に楽しみながら努力し続けています。

さと海会書写教室 代表 荒井里美

TEL: 090-1032-7761 mail:satomi_1218@hotmail.com



「新しい生活様式」の実践について

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症対策は、ワクチン・治療薬が完成するまで長期にわたり対策が必要となります。町民の皆様には、国が掲げる「新しい生活様式」を実践するようお願いします。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ・人との間隔はできるだけ2 m(最低1 m)空ける
- ・遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- ・会話する際は、可能な限り真正面を避ける
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは症状が無くてもマスクを着用する
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐ着替え、シャワーを浴びる
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ・帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合のみにする
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする
- ・地域の感染状況に注意する

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒を行う
- ・咳エチケットを徹底する
- ・こまめな換気を心がける
- ・身体的距離を確保する
- ・「三密」を回避する
- ・毎朝体温測定をし、健康状態をチェックする。
発熱、または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養する



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用する
- ・1人または少人数で空いた時間に
- ・電子決済を利用する
- ・計画を立てて素早い買い物を
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは前後の距離を取る

娯楽・スポーツ等

- ・公園は空いた時間、場所を選んで使う
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を参考に行う
- ・ジョギングは少人数で行う
- ・すれ違うときは距離を取るよう心がける
- ・予約制を利用してゆっくりと過ごす
- ・狭い部屋での長居はしない
- ・歌や応援は十分な距離を取るかオンラインで行う

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は利用を避ける
- ・徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーを活用する
- ・屋外空間で気持ちよく食事をする
- ・大皿は避けて、料理は個々に取る
- ・対面ではなく横並びで座る
- ・料理に集中、会話は控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食を避ける
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務の実施
- ・時差通勤でゆったりと通勤を行う
- ・オフィスは距離を取って広々とする
- ・名刺交換や会議はオンラインで行う
- ・対面での打合せ時は換気の実施とマスクの着用をする

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。
(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）
その他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、
ご活用ください。

▶妊婦の方へ

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

▶お子様をお持ちの方へ

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。
これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症関連の支援

対象の方	支援名	主な支援内容	問合せ先
中小企業 ・ 小規模事業者の方	静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）	事業活動の制限、取引金融機関の破綻などにより、経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者の方について、保証限度額とは別枠で融資をする制度です。	静岡県 商工金融課 ☎054-221-2513
中小企業 ・ 小規模事業者の方	新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少等の影響を受けている中小企業・小規模事業者で、静岡県が創設した「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の融資を受けた方が負担する利子額全額について、一定期間町が利子補給を行います。	商工観光課 商工振興係 ☎62-6300
事業主の方	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業等を行い雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金等の一部を助成します。 また、新型コロナウイルス感染症の特例措置として、令和2年4月1日から6月30日の緊急対応期間について、休業手当に対する助成率の引き上げ、解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ、教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ等も実施します。	ハローワーク下田 ☎22-0288 静岡労働局職業 対策課 ☎054-653-6116
事業者の方	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。 申込みは、経済産業省のホームページでの申込みになります。	中小企業金融 ・ 給付金相談窓口 平日・休日 9:00~19:00 ☎0570-783183
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難になった方	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方を対象とした徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税などほぼすべての税目を対象として、地方税の徴収を猶予する特例制度です。	町民課 納税係 ☎62-6222

静岡県帰国者・接触者相談センター

お 住 ま い の 市 町	保 健 所	平 日 8：30～17：15	それ以外の時間 (土日祝も含む)
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町	賀茂保健所	☎050-5371-0561 ☎050-5371-0562 《 F A X 》 054-281-7702	☎050-5371-0561 《 F A X 》 054-281-7702
熱海市、伊東市	熱海保健所		
沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、 伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町	東部保健所		
御殿場市、小山町	御殿場保健所		
富士市、富士宮市	富士保健所		
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、 吉田町、川根本町	中部保健所		
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、 菊川市、湖西市、森町	西部保健所		
静岡市	静岡市保健所	☎054－249－2221	
浜松市	浜松市保健所	☎0120－368－567	

相談先	電話番号	対応時間
賀茂保健所	☎050-5371-0561 ☎050-5371-0562	平日 8:30~17:15
	☎050-5371-0561	土日祝日を含む上記時間外

症状がない方の一般相談は下記をご利用ください

- 国コールセンター（9:00~21:00）☎0120-56-5653
- 県庁専用相談ダイヤル
（平日8:30~17:15）☎054-221-8560又は054-221-3296

未来を担う子ども達

吉祥子供会

私たち吉祥子供会は、現在5名の子ども達が在籍しています。例年、区の盆踊りやお祭りへの参加、三坂の子供会での合同の行事を行なっています。

少子化のため年々会員数が減っており、活動規模を縮小せざるを得ないところがあります。会員数は減っても区役員様や地区の皆様方のご協力によって活動を続けることができています。特に祭典などでは練習期間中も毎回みんなが参加し笛や太鼓の練習を祭典組の皆さんに指導してもらっています。

今年はコロナの影響もあり、総会も開催できず、年間行事も未定のままですが、これからも和気藹々と仲良く活動していきたいと思います。そしてこの子ども達が自分の住む吉祥をふるさととして様々な行事を思い出の中に残してくれるように願っています。

吉祥子供会 会長 本田 美希



みなみいず元気びと

高齢者サロン パワーアップ ナリモチ会

平成26年度、南伊豆社協主催の「高齢者サロン」支援事業に応募、介護予防や生きがいづくりにつながると思われる活動を6年間取り組んできました。

〈健康面〉…リズムに合わせて健康体操・卓球・フラダンス・社交ダンス、〈製作活動〉…ポーセラーツ（カップや皿に絵付け）・着物リフォーム・つるし干支作り・絵手紙等、〈地域活動への参加〉…盆踊り・薬師堂風祭り・本祭り、〈ゲーム〉…輪投げ・健康麻雀・百人一首・かるた等、〈ジオパークめぐり〉…南伊豆海岸・下田・須崎方面、〈戸外活動〉…稲取つるしびな見学・下田あじさい見学・南伊豆さくら見学等、〈その他〉…年越しそばの会・手作り和菓子バイキング・バイオリンやエレクトーン演奏会等々

普段の生活ではなかなか会う機会がないのですが、月1～2回皆と一緒に会話したり会食・戸外への活動を通して、精神的な解放感・満足感、心身の健康が得られ、生活面にプラスの影響が大きかったと思っています。これまでの活動から特に戸外の活動が人気で、これからも皆と相談して元気に楽しみたいと思います。

代表 成島直美



議会一口メモ

「予算の 意義と考え方」

町の予算は、町が年度に実施したい事務・事業にどれほどの経費をかけるか、一方、それを賄うために必要な財源をどのように調達するかを計画して、これを金額で表示したものである。

このように予算は、直接、住民の生活を左右し、その福祉のいかに決するものであるから、編成に当たる町長も、それを審議する議会も、あくまでも、住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきで、いやくも一部の住

民の利益のために奉仕するようなことがあってはならない。

これに対して財源には限度がある。住民の要望全てに応えられないから、毎年町長が苦勞するのが、この予算編成である。一方で、町長の考え方はさまざまであって、それぞれ独自の政策がある。

しかし、議会の予算審議にあたっては、一つの施策だけに重点を置くような見方ではなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものでなくてはならない。

「議員必携」より抜粋
新風創造（黒）



5月26日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されたとはいうものの、感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」はこれまで以上に日常生活で持続させていかなければならない。観光立町の経済活動には、多くの人の出入りが伴うため、訪れる側も迎える側も油断することなく、対策を徹底していきたいものである。

新しいといえば、お隣の下田市では「新しい市長」が誕生した。選挙では新庁舎建設問題が注目されがちであったが、周辺5町と同様に地域活性化や少子化の問題が大きな課題となっている。賀茂圏域1市5町の広域連携がこれまで以上に重要になってくることは明確であり、こちらも対策を徹底していきたいものである。

勇往邁進（加）